

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月15日  
照会部署名 福島事務センター厚年適用G  
照会担当者 アシスタントインストラクター(厚年適用G長) 谷野 春雄  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小畠

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—042	本部受付番号 No. 2010—1139
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について (旅行補助、ガソリン代)

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険法第3条、昭二五・ニ・ニニ保文発三七六、昭和三二・ニ・ニ一保文発一五一五

(内容)

事業所から月額変更届の提出がありましたが、その他支給(旅行補助)とガソリン代を報酬に含めてよろしいかご教示願いいたします。あわせて、旅行補助については賞与にあたるか、ガソリン代については現物給付として扱ったほうがいいのか、金額の算出方法をご教示ください。

1. 旅行補助: 成績優秀者の褒賞として、就業規則に規定はないが旅行を実施し、役員については功労的な意味合いで旅行補助を支給。成績優秀者の旅行補助は報酬に含めている。
2. ガソリン代: 役員のガソリン代の規定はなし。(職員の就業規則添付) 自家用車で通勤・業務・業務外使用。ガソリンスタンドから事業所に請求があったときに目的の区分なく負担。

(ブロック本部回答)

1について

疑義照会 2010-133 によると、給与規定等に定めが無く、労務の対償として受けるもの及び常時または定期に受け、労働者の通常の生計に充てられるものでない場合は報酬、賞与としないとあるため、今回のケースについても報酬としないと思われる。

しかしながら、疑義照会 2010-629 においては功労的な意味合いで支給されたものを報酬とする回答がなされているため、本部照会とされたい。

2について

「出張旅費の如き実費弁済的なもの」については報酬として含めない扱いをしているが、「実費弁済的なもの」とは、実際にかかった費用を清算する場合と考えられることから、今回のガソリン代のケースについては実費を確認することが出来ないため現物給与として報酬に含めることが妥当と考える。

(本部回答 受付 No. 2010-414 参照)

算出方法については、現物給与は厚生労働大臣の定める告示額により金銭に換算する必要があるが、標準価額は食事及び住宅以外は時価となっており、過去において、時価にかかる算出方法の具体的な取扱が示されていないため、本部照会とされたい。

各都道府県ごとに取り扱いが相違しているため、統一的な見解を示すためにも、機構本部におかれましては明確な回答をお願いいたします。

回答日 平成22年11月19日

回答部署名 東北ブロック本部適用徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援G長）小澤 昭吉

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

高橋

(本部回答)

本事例につきまして、下記のとおり回答します。

1. 旅行補助

所定の業績を挙げた成績優秀者に限られて支給されるものであり、その者が受ける経済的利益は、過去の労働と将来の労働とを含めた労働の対価としての性質を有することから、「労働の対償」として支給されたものとすることが妥当であり、三月を超える期間ごとに受けるものであれば「賞与」となります。

2. ガソリン代

自家用車を使用し通勤・業務・業務外において掛かるガソリン代については、目的に区分なく支給されているため、実費弁償的なものとは異なり通常の生計に充てられるものと認められることから、「報酬」として取り扱うことが妥当だと考えます。また、現物給与とは、報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合とされ、ガソリンが通貨で支給されれば現物給与とはならず、実際に支給されたガソリン代を「報酬」として算入することとなります。

回答日	平成22年12月10日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 高橋 勝
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----